

埼玉県廃棄物処理施設専門委員会設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県内（さいたま市、川越市、川口市及び越谷市を除く。）における廃棄物処理施設の設置許可、変更許可その他廃棄物の処理に関し、専門的な事項についての意見聴取及び調査を行うために、「埼玉県廃棄物処理施設専門委員会」（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、意見を述べ、及び調査を行う。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第8条の2第1項第2号（第9条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる事項に関すること。
- (2) 法第15条の2第1項第2号（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）に掲げる事項に関すること。
- (3) その他、廃棄物の処理に関することで専門的な事項。

(委員)

第3条 委員は、廃棄物の処理、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水又は最終処分場技術等について学識経験を有する者のうちから、知事が選任する。

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再選されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、その職務の代理を指定することができる。

(招集等)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、付議事項の内容に応じて、委員のうちから、会議に招集する委員を決定する。
- 3 委員長は、必要に応じて、委員会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴取することができる。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の三分の二以上の多数で議決したときは、公開としないことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、一般廃棄物に係る事項にあつては環境部資源循環推進課、産業廃棄物に係る事項にあつては同産業廃棄物指導課において処理する。なお、一般廃棄物及び産業廃棄物のいずれにも関係する事項については、両課協議の上、処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の同意を得て別に定める。

附則

この要綱は、平成10年11月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。